

個人情報保護制度の制度移行に伴う条例整備について

1 はじめに

これまで本市における個人情報保護制度については、日進市個人情報保護条例に基づき運用してまいりました。

しかし、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（第50条・第51条）により、令和5年4月1日から官民の個人情報保護制度が改正後の個人情報の保護に関する法律に統合されることとなります（法改正の内容については、関連情報のURLから個人情報保護委員会のページにお進みいただき確認してください）。

改正後の個人情報の保護に関する法律では、各自治体の実情に応じ、条例で定めることのできる事項を規定しております。

そこで、今回は本市における条例で定めることについての方針のお示しし、市民の皆様からの意見を募集いたします。

2 条例事項と本市の対応

条例事項	本市の対応
開示請求をする者に対する手数料の額	無料とする。 <概要> 現行の条例制度と同様、手数料を無料とし、写しの費用にかかるコピー代等を手数料としてではなく、実費として徴収することとするため。
行政機関等匿名加工情報 ^{※1} に関する規定	規定しない。 <概要> 法附則第7条の規定により行政機関等匿名加工情報制度の導入に関する経過措置として、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体は当分の間、選択制とすることができることとなっている。これは、行政機関等匿名加工情報に関する事例の蓄積が乏しいことや十分な知見を持った人材がないことが理由とされている。法附則の規定の趣旨に鑑み当面の間、本市では導入しないこととするため。
地域の特性等に応じた要配慮個人情報 ^{※2} の規定	規定しない。 <概要> 現行の条例に規定する要配慮個人情報と法に規定するものが同じであるため規定しないこととする。
条例失効前にした違反行為の処罰の特例規定	規定する。 <概要> 条例の廃止前にした違反処罰については、従前の例により処罰すべきため。

条例事項	本市の対応
個人情報ファイル簿以外の帳簿の作成及び公表	規定しない。 <概要> 法で新たに義務付けられることとなる個人情報ファイル簿に基づき運用していくため。
開示決定等についての審査請求に係る特例規定	規定しない。 <概要> この規定は、審査請求先をする際の請求先の特例を設定することを想定しているが、本市の場合は、行政不服審査法の規定により市長に請求することとすれば問題ないため。
開示決定等の審査請求の手続きに関する特例事項	規定する。 <概要> 現行の条例の開示決定等の期限（条例第24条）、開示決定等の期限の特例（条例第25条）は、法の規定よりも短くしているが、法にあわせる特段の理由がないため、法移行後も現行の期限と同様にするため。
個人情報保護の適正な取扱いを確保するために意見を聞くため諮問すること	規定する。 <概要> この条例の改廃、安全管理措置の基準、国の法令やガイドラインにしたがった運用ルールの細則を定める場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときに、別の条例により設置される個人情報保護審査会に諮問できることとするため。
条例事項とされていないが、法律の規定に反しない内容で、存続させた方がよいとした規定	規定する。 <概要> 現行の条例の施行の状況の公表（条例第51条）については、開かれた市政の原則に基づき情報公開制度と同様今後も公表するため。

3 募集期間

令和4年9月30日（金曜日）から令和4年10月31日（月曜日）まで

※1 行政機関等匿名加工情報

行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報

※2 要配慮個人情報のことをいいます。

本人に対する不当な差別・偏見その他の不利益が生じないように、取扱いについて特に配慮を要する一定の個人情報のことをいいます。